

上越市「週休2日取得モデル工事」試行実施要領【農業土木工事】

1 目的

建設産業においては週休2日（4週8休）^{※1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとって魅力ある産業となるよう「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 「週休2日（4週8休）」とは、対象期間^{※2}（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日^{※3}を確保することをいう。

※2 「対象期間」には余裕期間を含まない（「施工時期選択可能工事」の場合）。

※3 「休日」とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない（現場閉所）状態及び技術者が休日を取得している状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

また、本実施要領は新潟県農地部「週休2日取得モデル工事」試行実施要領を準用するものとする。

2 試行対象工事

当初設計額が10,000千円以上の工事で、発注者が「週休2日取得モデル工事」の試行対象としたもののうち、受注者が希望（受注者希望型）したものとする。

ただし、発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は除外する。

3 試行内容

【工事現場】

(1) 対象工事現場において、原則完全週休2日^{※4}を確保することとする。ただし、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

(2) 地元調整等の理由によりやむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により週休2日（4週6休以上）を確保するものとする。

※4 「完全週休2日」とは、毎週2日の休日^{※3}を確保することをいう。

【技術者】

(3) 対象者は現場代理人・監理（主任）技術者とし、原則完全週休2日を確保することとする（内業のみの日であっても勤務日として扱う）。

(4) 地元調整等の理由によりやむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により週休2日（4週8休以上）を確保するものとする。

4 実施方法

(1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計図書に『「週休2日取得モデル工事」特別仕様書』を添付する。

(2) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」の実施を希望する場合、契約後速やかに打合せ簿により監督員と協議を行うこととする。協議の結果、「週休2日取得モデル工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(3) 発注者は、上記(2)の協議が整い次第、週休2日（4週8休）の工程を確保するために必要な日数を受発注者協議のうえ決定し、必要により工期変更を行うこととする。

ただし、繰越が予想される工事^{※5}においては、議会承認後の工期変更を行う際に、上記による必要な日数を付与することとする。

※5 「週休2日取得モデル工事」の実施が繰越理由にはならないので、留意すること。

(4) 受注者は、施工計画書提出時に、工事現場及び技術者の週休2日（4週8休）取得を確認できる工程表^{※6}（任意様式）を監督員に提出する。ただし、工事現場においては、4週8休以上の計画を基本とするが、4週7休又は4週6休以上の計画も可とし、技術者においては、4週8休以上の計画とする。

※6 休日に偏り等（工期の始期や終期での偏った休日の設定）が生じることのないよう留意すること。

(5) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨を工事看板等で工事現場に掲示する。

(6) 発注者は、必要に応じ週休2日の実施状況等（休日の取得状況及び工程の進捗）を確認する。

(7) 受注者は、作業日報や出勤簿等により工事現場の休日取得実績が確認できる資料（任意様式）を作成し、現場完了日以降速やかに監督員に提出する。

(8) 受注者は、作業日報や出勤簿等により上記(7)に加え、技術者の休日取得実績が確認できる資料（任意様式）を作成し、竣工書類に添付する。

(9) 発注者は、工事現場（週休2日（4週6休以上））の閉所状況及び技術者（週休2日（4週8休））の休日取得状況を以下により確認すること。

【工事現場の確認】

現場閉所実施日数(b) \geq 実施対象期間(a)^{※7}から算出される現場閉所日数
(=実施対象期間(a) \times 6~8/28)

※7 「実施対象期間(a)」とは、現場着手日^{※8}から現場完了日^{※9}のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間^{※10}を除いた期間をいう。

※8 「現場着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

※9 「現場完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

※10 「その他期間」とは、以下の期間をいう。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認】

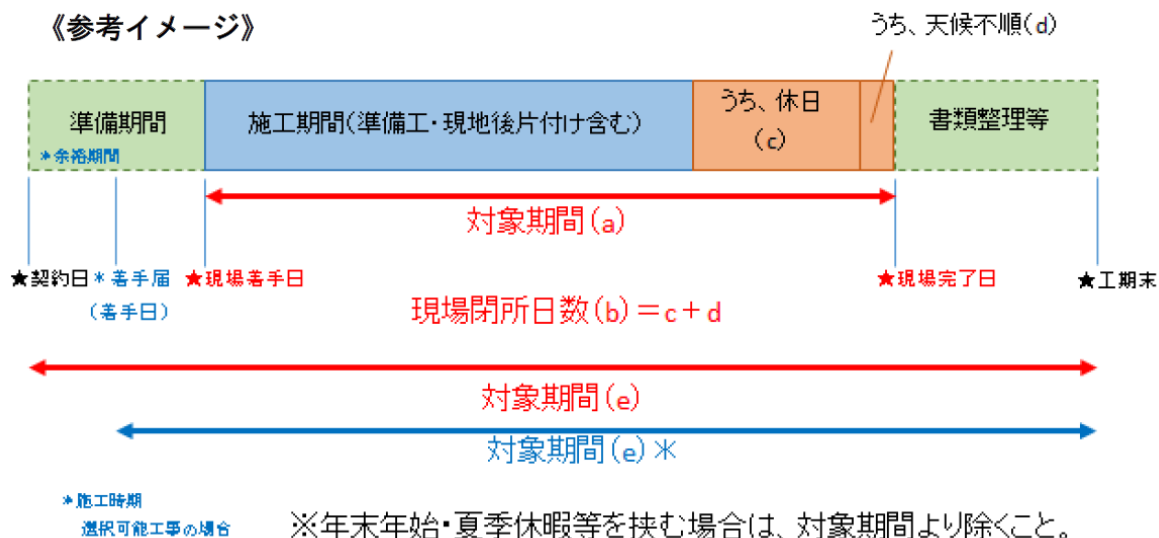
対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間(e)^{※11}から算出される対象者休日日数
(=実施対象期間(e) \times 8/28)

※11 「実施対象期間(e)」とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間^{※10}を除いた期間をいう。

5 実施の留意点

- (1) 地元対応や現場内除雪などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。
- (2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼等を行わないものとする。

《参考イメージ》



6 積算方法

(1) 補正係数

発注者は、工事現場の週休2日（4週6休以上）の実施が確認された場合、それぞれ経費に以下の補正係数を乗じ、設計変更を行うものとする。

週休2日の種類		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率【参考】		28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満
土 木 ※	労務費	1.05	1.03	1.01
	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.01
	現場管理費（率分）	1.05	1.04	1.02
施 設 機 械	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.01
	現場管理費（率分）	1.05	1.04	1.02

※鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事を含む。

(2) 補正方法

【労務費^{※12}】

○労務費＝労務費×週休2日補正係数

【機械経費(賃料)】

○機械経費(賃料)＝機械経費(賃料)×週休2日補正係数

【共通仮設費(率分)】

○共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設费率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

【現場管理費(率分)】

○現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理费率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

※12 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については補正の対象外。

7 工事成績評定の取扱い

発注者は、週休2日(4週8休)が実施された場合、工事成績評定において以下のとおり加点評価するものとし、実施できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。

なお、技術者は対象となる技術者全員が週休2日(4週8休)を達成した場合のみ評価する。同様に、工事現場は週休2日(4週8休)を達成した場合のみ評価し、4週6休以上4週8休未満の達成は評価しない。

工事成績の加点方法

創意工夫	社会性	合計加点
技術者が週休2日(4週8休)を達成	工事現場が週休2日(4週8休)を達成	
+3点(+1.2点)	+5点(+1.0点)	(+2.2点)
評定者：主任監督員	評定者：総括監督員	

8 その他

発注者は、「週休2日取得モデル工事」を希望した工事については、達成状況に関係なく様式(アンケート)を受注者へ提供し、受注者は竣工検査終了後速やかに監督員へ電子データで提出する。